吹田市立中学校部活動管理運営業務

公募型プロポーザル募集要項

令和８年 11 月２日

吹田市

1　募集要項について

この「吹田市立中学校部活動管理運営業務公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）は、公募型プロポーザル方式により事業者を募集及び選定するために必要な事項を定めるものである。

2　業務等の概要は次のとおりとする

（1）業務名

吹田市立中学校部活動管理運営業務

（2）業務の目的

中学校部活動の指導者の確保・配置・育成、中学校部活動の意義を踏まえた部活動指導、大会引率等、部活動の管理運営業務を受託者が担うことを目的とする。

（3）業務内容及び実施場所

吹田市立中学校部活動管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

（4）契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

※契約締結日は令和9年1月下旬の予定

（5）提案限度額

329,672,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（6）委託料の支払方法

支払いの方法、時期、額を契約候補者と相談の上、契約により定め、受託者からの請求に基づき支払う。

3　スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
1　募集要項の公表日	令和8年11月2日（月）
2　参加表明書等の受付	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月16日（月）まで
3　質問の受付	令和8年11月2日（月）から 令和8年11月9日（月）まで
4　質問に対する回答（最終）	令和8年11月11日（水）
5　参加資格審査の結果通知	令和8年11月18日（水）
6　提案書等の受付	令和8年11月18日（水）から 令和8年11月30日（月）まで
7　審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）	令和8年12月16日（水）

8　審査結果の通知	令和８年 12 月 23 日（水）

4　参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

（３）吹田市指名停止措置要領（平成 16 年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（４）吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

5　募集要項の配布期間及び配布方法

（１）配布期間

令和８年 11 月２日（月）午前９時から同月 16 日（月）午後５時 30 分まで

（２）配布方法

本市ホームページ上に公開

https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1042087/1045968.html

（３）配布書類

ア　募集要項

イ　仕様書

ウ　吹田市立中学校部活動管理運営業務審査評価項目（以下「審査評価項目」という。）

エ　本プロポーザル関係様式

6　応募及び参加の手続き

（１）参加申込・受付の方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

ア　提出期間

令和８年 11 月２日（月）午前９時から同月 16 日（月）午後５時 30 分まで

（ただし、土日祝日及び平日正午から午後０時 45 分までを除く）

イ　提出書類

（ア）参加表明書（様式第１号）

（イ）法人概要書（様式第２号）

ウ　提出場所

吹田市教育委員会 学校教育部 教育未来創生室

〒564-0027　吹田市朝日町３番 411 号（吹田さんくす３番館４階）

エ　提出方法

書面を持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合は、提出期限必着とし、発送日に次の連絡先に電話した上で、記録が残る方法で送付すること。

電話番号：06-6155-8084

（２）質問の受付及び回答

業務内容等の質問は、電子メールによる提出とする。回答は随時、本市ホームページ上に掲載し、質問回答日に参加表明を行った全ての事業者に対して質問者名を明示せず、電子メールで掲載ページの URL を通知する。

（吹田市ホームページ（「トップページ」＞「産業・まちづくり・環境」＞「入札・事業者募集・契約」＞「プロポーザル案件情報」＞令和８年度(2026 年度) プロポーザル実施案件」＞「吹田市立中学校部活動管理運営業務公募型プロポーザルの実施について」）に回答を掲載。）

ア　質問受付期間

令和８年 11 月２日（月）午前９時から同月９日（月）午後５時 30 分まで

イ　質問回答日

令和８年 11 月 11 日（水）

ウ　提出方法

様式第３号「質問書」にて、次のメールアドレスに提出すること。

kyokikak@city.suita.osaka.jp

なお、募集要項及び仕様書に記載された事項以外の質問は受付けない。

（３）参加資格通知

令和８年 11 月 18 日（水）午後５時 30 分までに申込者全員に対して電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。なお、参加資格がない者への通知は、その理由を付して行う。

（４）辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、様式第５号「参加辞退届」に必要事項を記入、押印の上、提案書の提出期限までに書類等提出場所に提出すること。なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する業務委託等について、競争上の不利益となることはない。

7　提案方法及び提案の手続き

提案方法については次のとおりとする。

なお、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの中で提案した事項は、契約締結時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

（１）提出書類

ア　提案書（表紙）（様式第４号）

イ　提案書　※表紙及び目次を除いて両面印刷 10 枚以内

ウ　見積書（様式自由）

エ　部活動管理運営組織体制図（様式自由）

オ　ア～エの電子データ

（２）提案書等の提出

ア　提出期間

令和８年 11 月 18 日（水）午前９時から令和８年 11 月 30 日（月）午後５時 30 分まで

（ただし、土日祝日及び平日正午から午後０時 45 分までを除く）

イ　提出場所

吹田市教育委員会 学校教育部 教育未来創生室

〒564-0027　吹田市朝日町３番 411 号（吹田さんくす３番館４階）

ウ　提出方法

（ア）書面

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合は、提出期限必着とし、発送日に次の連絡先に電話した上で、記録が残る方法で送付すること。

電話番号：06-6155-8084

（イ）電子データ

次のメールアドレスに提出すること。

kyokikak@city.suita.osaka.jp

エ　提案書の内容

（ア）審査評価項目に基づいて、「審査項目」順に、提案書を作成すること。

（イ）形式は、印刷する際にＡ４判縦、両面印刷、左綴じ、横書きとする。ただし、図表等を用いる場合は必要に応じてＡ４判横も可。なお、必ず上下 20mm、左右 15mm の余白をとること。

（ウ）提案書（表紙）の次ページは目次とすること

（エ）提案書には、提案書表紙及び目次を除いたページ番号を一連で付番すること

（オ）ページ数は提案書（表紙）及び目次を除いて両面印刷 10 枚以内とする。

（カ）書面の提出部数は６部とする。なお、表紙（様式第４号）は１部のみ使用し、ほか５部には使用しないこと。また、ほか５部については、会社名やロゴマーク等の作成者がわかる表示及び記載は行わないこと。

オ　留意事項

（ア）提出書類の差し替えは認めない。

（イ）提出書類は非公開とする。

（ウ）提出書類は返却しない。

8　審査方法

（1）審査

本市が設置する吹田市立中学校部活動管理運営業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査評価項目に基づき審査を実施する。

（2）プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

ア　実施日時

令和8年12月16日（水）（予定）の本市が指定した時間

※実施時間及び実施場所等の詳細については、後日、個別に電子メールで通知する。

イ　時間配分

各者30分間（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

なお、都合により変更する場合がある。

（3）価格審査

提出された見積書について、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

（4）提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア　契約候補者の選定時点において募集要項の「4参加資格」に掲げる資格のない者が提案しているとき。

イ　所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ　提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ　提案書類の虚偽の記載があったとき。

オ　正常な提案の執行を妨げる行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

カ　「2（5）提案限度額」に定める金額を超えたとき。

キ　2つ以上の提案書を提出したとき。

ク　その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

9　選定の方法

（1）審査項目・審査基準・配点

委員1人当たり245点満点とし、審査評価項目のとおりとする。

なお、配点の合計は委員5人の1,225点満点とする。

（２）審査方法

ア　審査は、選定委員会により実施される。

審査として、書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査を行い、合計点から最優秀提案者と次点提案者を決定する。

審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。また、プレゼンテーションでは、提案事業者の出席者は３人までとし、事業者名称を特定できるもの（名札・バッジ等）を着用しないこと。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会に開示しないものとする。

なお、プレゼンテーションは７（１）の提出書類を使用して行うこととし、提出書類の追加、差替え及びスライド機材の使用は認めない。

イ　最優秀提案事業者の決定方法は、選定委員会の各委員が総合評価点（書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査の評価点の合計点）による順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案者及び次点者を決定する。１位と順位付けした委員数が同数となり決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案者及び次点者を決定する。２位と順位付けした委員数が同数となり決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、審査を行った結果、評価点（全委員の採点結果の合計点）について、満点の 6.5 割以上を獲得、かつ各審査基準において０点と評価された項目がない者であることとする。

（３）審査の結果通知

ア　選定結果については、審査を受けた提案者全てに対し、令和８年 12 月 23 日（水）午後５時 30 分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。

イ　最優秀提案事業者として決定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和８年 12 月 23 日（水）午前９時から同月 28 日（月）午後５時 30 分まで

（ただし、土日祝日及び平日正午から午後０時 45 分までを除く）

（イ）提出場所

吹田市教育委員会 学校教育部 教育未来創生室

〒564-0027　吹田市朝日町３番 411 号（吹田さんくす３番館４階）

（ウ）提出方法

書面を持参又は、郵送により提出すること。郵送で提出する場合は、提出期限必着とし、発送日に次の連絡先に電話した上で、記録が残る方法で送付すること。

電話番号：06-6155-8084

（エ）回答

書面の郵送により回答する。なお、令和９年１月８日（金）発送予定とする。

（４）最優秀提案事業者との交渉

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選定結果に影響がないかどうか十分考慮する。最優秀提案事業者が契約締結までに参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結交渉を行うものとする。

（５）結果公表

選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。なお、本件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び本市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

ア　最優秀提案事業者名並びにその提案金額及び評価点

イ　全提案事業者の名称（申込順）（ただし、全提案事業者が２者の場合には公表しない）

ウ　全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け（１位と順位付けした委員数の順。なお、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）で表示する）

エ　審査項目・基準、配点基準

オ　選定委員会委員の役職名

カ　選定委員会の会議録の概要

キ　その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

１０　企画提案者が１者又はない場合の取扱い

企画提案者が１者であった場合において、審査を行った結果、評価点（全委員の採点結果の合計点）について満点の 6.5 割以上を獲得していない場合又は各審査基準において０点と評価された項目がある場合は提案事業者なしとする。

企画提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において決定する。

１１　失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

（１）委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

（２）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

（３）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

（４）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
（５）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

１２　留意事項

（１）本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
（２）本プロポーザルに参加する者は、最優秀提案事業者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議申し立てることはできない。
（３）提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
（４）提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また時刻は日本標準時とする。
（５）提出書類に含まれる著作権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
（６）提案者から提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要と認める場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例（平成 14 年条例第 10 号）に基づき、提出書類を公開することがある。